

4 川 議 第 8 9 号
令和 5 年 3 月 1 6 日

公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）
代表 渡辺 百合子

川俣町議会議長 高橋 道也



陳情の審査結果について

令和 5 年第 2 回川俣町議会議定例会に提出されました次の陳情は、3 月 1 6 日の本会議において、次のとおり決定いたしましたので通知します。

なお、意見書については、別紙のとおりです。

記

番号	件 名	審査結果	採決年月日
R4 9	会計年度任用職員の不安定雇用 問題に対する緊急要望書	採択 (意見書提出)	令和 5 年 3 月 1 6 日

会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書

恒常的に必要で職員の継続性の中でこそ充実が図られる公務の仕事は、単年度任用ではなく、働き手が安心して働き、暮らしていける職に位置付けられるべきである。

全国平均でも4割を超える会計年度任用職員がいなければ、公共サービスは維持できなくなっており、その待遇は、会計年度ごとの採用に加えて低賃金で、働き手としての尊厳も守られていない。また、会計年度任用職員は、地元住民でもあり、将来にわたり生活基盤を持つ職員を、不安定で低賃金のままにしては、地域経済にも悪影響を与える。

地域社会に不安定と不信感を広げている現在の制度の抜本的な見直しを求め、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 会計年度任用職員の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。
- 2 上記の検討が終わるまでは、継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を止め、希望者が、安心して働くことができるような方策をとること。
- 3 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組むため、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	松本	剛明	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
内閣官房長官	松野	博一	様

福島県伊達郡川俣町議会